

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	私学文書課	検索番号	3-1
法令名	私立学校振興助成法	根拠条項	14-3		
許認可等	学校法人 (幼稚園又は幼保連携型認定こども園のみを設置する学校法人を除く。) の公認会計士等の監査報告書の添付省略の許可				
(根拠規定)					
<p>○ 私立学校振興助成法第14条第3項</p> <p>第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。</p>					
(許認可等の基準)					
<p>○ 私立学校振興助成法第14条第3項に基づく平成28年度以降の監査事項の指定について</p> <p style="text-align: center;">(平成28年4月6日付け28私第13号愛媛県総務部長通知)</p> <p>第1 監査対象法人等について</p> <p>私立学校振興助成法第14条第1項に規定する学校法人 (同法第4条又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。) で知事の所轄に属するものは、同条第2項の規定に基づき、毎年度貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類 (以下「計算書類」という。) 及び収支予算書を知事に届け出ることとされていること。</p> <p>また、同条第3項の規定に基づき計算書類には、知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付することとされていること。なお、同項ただし書による「補助金の額が寡少」であるとは、前年度に交付された私立幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園の運営費補助金の額が1学校法人について1,000万円に満たない場合とするが、この場合において当該学校法人は、平成28年度以降毎年度別紙「私立学校振興助成法第14条第3項ただし書の規定による許可申請書」により、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しないことについて、知事の許可を得なければならないものであること。</p> <p>なお、許可申請書の提出期限は、毎年度の6月30日までとする。</p>					

(別紙)

私立学校振興助成法第14条第3項ただし書の規定による許可申請書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地  
学校法人  
理事長 印

平成 年度運営費補助金に係る県の指定する事項に関する公認会計士  
又は監査法人の監査報告書を添付しないことについて、私立学校振興助  
成法第14条第3項ただし書の規定により、許可を受けたいので申請い  
たします。

記

学校名	平成 年度運営費助成額	備考
計		

(その他)